

建設現場のリーダーとして、安全・品質・工程を支える「登録基幹技能者」。

建設業振興基金は、その制度を広く知ってもらうため、登録基幹技能者制度推進協議会の事務局を担い、周知・広報活動を展開しています。

## 登録基幹技能者制度とは

登録基幹技能者とは、高度な技能と豊富な経験を持ち、現場でのマネジメントも担う技能者を一定の基準に基づいて登録・認定する制度です。対象は作業の中核を担う48職種（2025年6月時点）で、所定の講習・審査を経て認定されます。この制度により、技能と管理能力を兼ね備えた人材の「見える化」が進み、技能者の地位向上やキャリア形成にもつながっています。

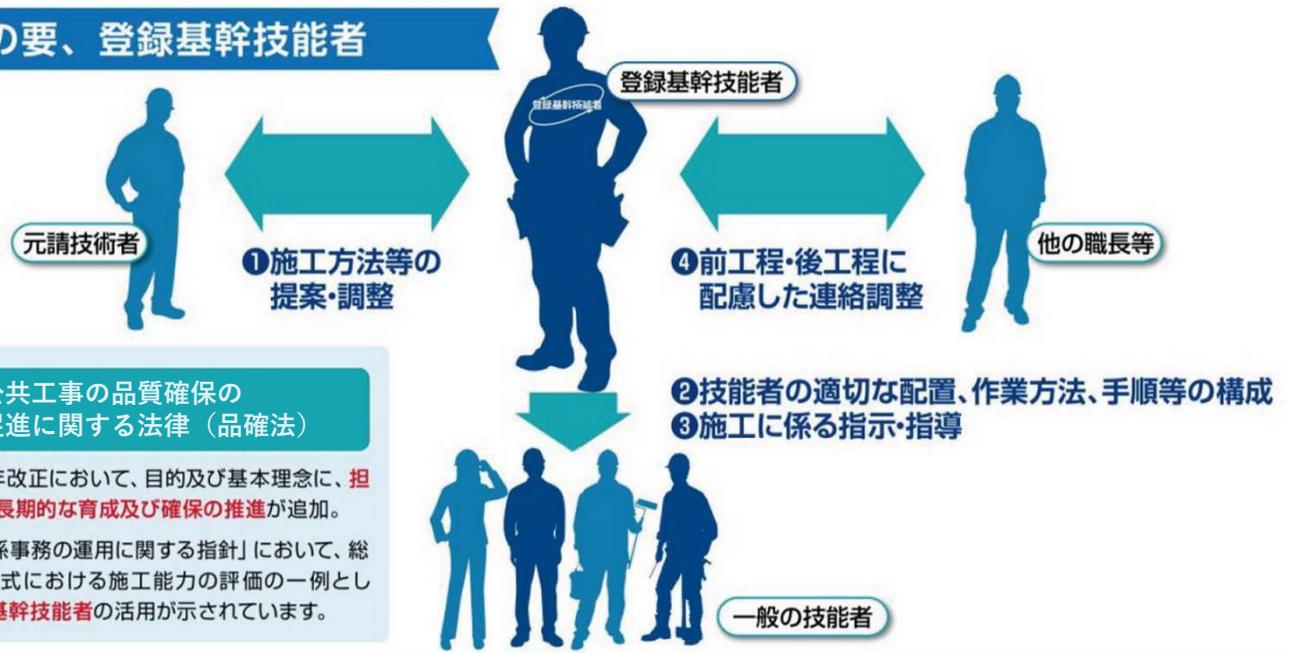
## 登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの<sup>(※)</sup>については、主任技術者の要件を満たすものとして認められました。

（建設業法施行規則第7条の3の改正）

※建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を2018年4月1日に施行

## 現場の要、登録基幹技能者



## 建設キャリアアップシステム（CCUS）との関係性



登録基幹技能者は、技能者の経験や能力を評価するCCUSにおけるレベル評価で最上位（レベル4）として位置づけられており、登録基幹技能者制度推進協議会としても有資格者へCCUSの登録及びレベル4の取得を促進しています。